

大田市告示第118号

不燃性一般廃棄物処理手数料について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び大田市財務規則(平成17年10月1日規則第44号)第39条の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

大田市長 楫野弘和



記

1. 指定公金事務取扱者

名称 クリーン株式会社 代表取締役 小倉 剛
住所 大田市長久町長久イ249番地2

2. 指定した日

令和8年3月25日

3. 委託した公金事務

大田市不燃物処分場に係る不燃性一般廃棄物処理手数料の徴収

4. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日